

## はじめに

沖縄が本土に復帰して30年という歴史的な年にあたる本年、沖縄の新たな発展を図るための沖縄振興特別措置法が制定されました。

この新法は、社会資本の整備はもとより、活力ある民間主導の自立型経済の構築等が重要であるとの認識の下で制定された、質量ともに地域振興法ではこれまで例を見ない法律です。

このパンフレットは、新法の内容について、広く県民、国民の皆様のご理解を深めていただくことを狙いとして作成しました。沖縄振興に対する関心が高まることになれば幸いです。

沖縄県民や県の産業界が一丸となって、新法に盛り込まれた各種制度を活用し、大きな成果をあげていただくことが望まれます。

21世紀という新しい時代に、一人一人の無限の可能性を結集することにより、沖縄の輝かしい未来が構築されることを期待しています。

## 目次

沖縄振興特別措置法の目的	・・・1
沖縄振興計画	・・・3
産業の振興のための特別措置	
—観光の振興	
観光振興計画等	・・・5
観光の利便性の増進等	・・・7
観光振興地域の施設の整備等	・・・9
環境保全型自然体験活動	・・・11
観光振興のための免税等	・・・12
—情報通信産業の振興	・・・13
—産業高度化地域	・・・17
—自由貿易地域 特別自由貿易地域	・・・19
—金融業務特別地区	・・・23
—農林水産業の振興	・・・25
—電気の安定的かつ適正な供給の確保	・・・26
—中小企業の振興	・・・27
—沖縄振興開発金融公庫の業務の特例	・・・32
雇用の促進、人材の育成その他の職業安定のための特別措置	・・・33
文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進	・・・35
沖縄の均衡ある発展のための特別措置	・・・37
駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置	・・・39
沖縄振興の基盤の整備のための特別措置	・・・43
沖縄振興審議会	・・・45
その他	・・・46
参考1 「沖縄振興計画のあらまし」	・・・47
参考2 「分野別計画のあらまし」	・・・55
参考3 沖縄振興特別措置法に基づく各地域指定制度について	・・・63